## <アスベストQ&A集> E 大気環境に関すること【環境関係】

| 担当部署 | 環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ 電話045-210-4111                 |
|------|---|
| E-32 | アスベストに関し、県が策定した生活環境の保全等に関する条例の内容を教えてください。(令和5年4月1日更新) |

## 【答】

これまで、建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止対策については、大気汚染防止法の規制と併せて、行政指導基準として平成 18 年4月に定めた「アスベスト除去工事に関する指導指針」により、アスベストの飛散防止対策を実施してきました。

アスベストの飛散防止対策の推進のため法を補完する規定を設け、法と連携した効果的な取組の促進を図ること等を目的に、令和3年3月30日に神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例を公布、令和3年10月1日から施行し、アスベストの飛散防止対策を強化することとしました。

- 生活環境の保全等に関する条例 (アスベスト関係) の主な内容
  - ア 建築物等の解体等作業に係る石綿の飛散の防止
    - ① 周辺住民等への周知 石綿排出等工事の施工者に対し、周辺住民等への周知を義務付け
    - ② 石綿濃度等の測定 石綿排出等工事の施工者に対し、工事場所周辺における大気中の石綿濃度等の測定、その結果の記録、保存を義務付け
    - ③ 届出等石綿排出等工事の発注者に対し、作業の管理体制等の知事への届出や、作業完了後の報告を 義務付け
    - ④ 非常時の措置 石綿排出等工事において石綿の飛散若しくはそのおそれが生じたときの措置として、通報、 応急措置、措置命令に関する規定を創設
    - ⑤ 罰則等 上記①~③を勧告規定に追加。また、④に対する罰則規定を追加
  - イ 石綿を含有する建築材料を使用する建築物の適正管理

災害で倒壊した建築物等からの石綿の飛散を防止するため、建築物等の所有者等に対し、その 建築物等の石綿含有建材の使用状況を把握するとともに、 石綿飛散防止措置を講ずるよう努め る旨の規定を創設

## 参考

○アスベスト除去等工事の手続きについて(神奈川県環境課ホームページ) https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/asubesuto\_tetuduki.html (手続きに必要な様式はこちらからダウンロードできます。)